（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に改める。

第十三条の見出し中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に改め、同条第一項中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「少数株主持分相当」を「非支配株主持分相当」に、「又は少数株主持分」を「又は非支配株主持分」に改める。

第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に改める。

第十三条の見出し中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に改め、同条第一項中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「少数株主持分相当」を「非支配株主持分相当」に、「又は少数株主持分」を「又は非支配株主持分」に改める。

第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に改める。

第六条第一項第四号及び第七条第一項第四号中「調整後少数株主持分等」を「調整後非支配株主持分等」に改める。

第八条の見出し中「調整後少数株主持分等」を「調整後非支配株主持分等」に改め、同条第一項第一号中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「少数株主持分相当」を「非支配株主持分相当」に、「又は少数株主持分」を「又は非支配株主持分」に改め、同項第二号及び第三号中「調整後少数株主持分等」を「調整後非支配株主持分等」に、「少数株主持分等相当」を「非支配株主持分等相当」に、「若しくは少数株主持分」を「若しくは非支配株主持分」に改める。

第五十六条の二第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百六十一条の表（注2）中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第四条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号の表中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「少数株主持分のうち」を「非支配株主持分のうち」に改め、同表注(1)ｇ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

別紙様式第二号の表中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「少数株主持分のうち」を「非支配株主持分のうち」に改め、同表注(1)ｇ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第五条　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号の表中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「少数株主持分のうち」を「非支配株主持分のうち」に改め、同表注(1)ｇ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

別紙様式第二号の表中「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「少数株主持分のうち」を「非支配株主持分のうち」に改め、同表注(1)ｇ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第六条　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号の表中「調整後少数株主持分の額」を「調整後非支配株主持分の額」に、「調整後少数株主持分等の額」を「調整後非支配株主持分等の額」に改める。

別紙様式第二号の表中「調整後少数株主持分の額」を「調整後非支配株主持分の額」に、「調整後少数株主持分等の額」を「調整後非支配株主持分等の額」に改める。

別紙様式第三号注(5)中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部改正）

第七条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁農林水産省告示第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「少数株主持分等」を「非支配株主持分等」に改め、同条第一項中「少数株主持分等相当」を「非支配株主持分等相当」に、「新告示第八条第一項第三号」を「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「告示」という。）第八条第一項第三号」に、「新告示第八条第一項から」を「告示第八条第一項から」に、「新告示第五条第一項第三号」を「告示第五条第一項第三号」に、「調整後少数株主持分の額」を「調整後非支配株主持分の額」に、「新告示第六条第一項第四号」を「告示第六条第一項第四号」に、「調整後少数株主持分等の額」を「調整後非支配株主持分等の額」に、「新告示第七条第一項第四号」を「告示第七条第一項第四号」に、「新告示第一条第五十二号」を「告示第一条第五十二号」に、「新告示第五条第三項」を「告示第五条第三項」に、「新告示第二条第一号」を「告示第二条第一号」に、「新告示第六条第四項」を「告示第六条第四項」に、「新告示第二条第二号」を「告示第二条第二号」に、「新告示第七条第四項」を「告示第七条第四項」に、「新告示第二条第三号」を「告示第二条第三号」に改める。

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正）

第八条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第一項中「新農協告示第十三条第一項」を「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「農協告示」という。）第十三条第一項」に、「少数株主持分相当」を「非支配株主持分相当」に、「新農協告示第十二条第一項第三号」を「農協告示第十二条第一項第三号」に、「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「新農協告示第十条」を「農協告示第十条」に改め、同条第二項中「新農協告示」を「農協告示」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第三項中「新漁協告示第十三条第一項」を「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「漁協告示」という。）第十三条第一項」に、「少数株主持分相当」を「非支配株主持分相当」に、「新漁協告示第十二条第一項第三号」を「漁協告示第十二条第一項第三号」に、「調整後少数株主持分」を「調整後非支配株主持分」に、「新漁協告示第十条」を「漁協告示第十条」に改め、同条第四項中「新漁協告示」を「漁協告示」に、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②の改正規定、第二条中漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②の改正規定並びに第三条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第五十六条の二第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百六十一条の表（注2）の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。